○内閣府令第八号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第十六条の三第九項」を「第十六条の四第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（総資産の額等）

第一条の三の二　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

2　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める資産は、銀行持株会社（金融庁長官が指定するものに限る。）の子会社（金融庁長官が指定するものに限る。）に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とする。

3　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成した最終の事業年度に係る計算書類の附属明細書に別紙様式第十五号に基づき記載された前項に規定する資産の合計金額（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立時の貸借対照表に記載された前項に規定する資産の合計金額）とする。

第一条の五第二項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第三条第一号中「除く。」の下に「第十条の二第一項を除き、」を加える。

第十条第一項中「この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条第二項第二号中「相手方（以下この条」を「相手方（以下この条及び次条第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「業務（以下この条」を「業務（以下この条及び次条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）

第十条の二　法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）

二　銀行を子会社等とする外国銀行

三　銀行を子会社等とする銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四　銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2　前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3　銀行は、法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　銀行と外国銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ　銀行と外国銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ　ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ　外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二　銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ　当該銀行及び外国銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

第十三条の二第一項第一号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「親会社等の子会社等」を「親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）の子法人等」に、「及び」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「銀行持株会社の子会社」を「銀行持株会社の子法人等」に、「及びイ」を「並びにイ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「子会社」を「子法人等」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行を除く。）

第十三条の二第一項第二号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第二項第一号イ及びロ中「子会社等」を「子法人等」に改め、同号ハ中「子会社等とする親会社等の子会社等」を「子会社とする親法人等の子法人等」に改め、同条第三項を削る。

第十三条の六の四を次のように改める。

（預金の受払事務の委託等）

第十三条の六の四　銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（銀行代理業者に銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置